

学校法人比治山学園比治山大学・比治山大学短期大学部と
広島市教育委員会との包括連携協力に関する協定書

学校法人比治山学園比治山大学・比治山大学短期大学部（以下「甲」という。）と広島市教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の連携の下、それぞれの持つ人材、知識・情報、施設などの資源を活用して相互に協力することにより、教育・研究活動の充実及び将来の地域社会を担う人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項において相互に連携及び協力する。

- (1) 広島市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における学校教育活動に関する事項
- (2) 地域社会を担う人材の育成に関する事項
- (3) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

（秘密保持の義務）

第4条 甲及び乙は、第2条の事項に係る連携及び協力の検討及び実施により知り得た相手方の情報のうち、双方の協議において秘密にすべきと判断された情報（公知となったものを除く。）について、書面による相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏えいしてはならないものとする。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の有効期間等）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による特段の申出がないときは、有効期間満了日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

2 本協定に定めるもののほか、本協定の実施に関し、必要な事項は別途甲及び乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年（2024年）10月2日

甲 学校法人比治山学園
比治山大学・比治山大学短期大学部

学 長 宮 谷 真 人

乙 広島市教育委員会

教 育 長 松 井 勝 憲

